

はじめに

家を継ぐ者や事業を継ぐ者が過半の財産を相続できた生前の家督相続の時代とは異なり、戦後民法が定めた共同でかつ均等である相続が当然という相続人が大半を占める時流となっています。そのため、相続をめぐる争いが増加しており、これを解決するため、民法における相続法が数次にわたり改正されました。

一方、わが国では少子高齢が進み社会保障費が増大するとともに、コロナ禍に対応するための給付金等の支給により、財源が不足しており、歳入を確保するための課税強化が想定されます。また、社会保障・税一体改革のインフラである「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の施行や所有不動産記録情報制度等も創設され、これからは資産や所得はIT活用等により公的に透明化され、高額所得者や富裕層への税や社会保障費の負担がより増加することが予想されます。

このように、財産を次世代に引き継ぐには、「遺産分け」と「相続税・贈与税」という大きな二つの問題がそびえ立っているのです。この激流の時代に備えていただくためには、相続税や贈与税を踏まえたうえでの、自分の想いをかたちにするための賢い遺言書の作成が重要な要素となります。

国の基本方針としても遺言書の作成を重視しており、相続法の改正において自筆証書の作成が簡便化され、かつ、法務局保管制度も創設されています。これらの改正に賢く対処するため、相続というより『争族』で悩み苦しみ、相続税の納税で途方に暮れる人々の相談に乗ってきたベテラン税理士と、次々と改正される法律にいち早

く対応できる新進気鋭の弁護士が英知を併せ、税法や民法等の広範囲にわたる法律知識を駆使しながら、ご家族の皆様が幸せを願って、「相続税を考慮した遺言書作成マニュアル」を再び改訂させていただくことになりました。

本書は、全7章から構成されています。第1章から第3章においては、相続及び遺言のしくみから遺言書の作成方法までを、第4章、第5章においては遺言書作成における税法上の留意点やケース別遺言書の上手な作り方を、第6章においては相続発生前後の留意点を、わかりやすくマニュアル化しております。さらに第7章においては、不動産登記法・民法の令和5年4月施行改正、相続土地国庫帰属法について、注目すべき最新情報が盛り込まれています。

本書は、数次にわたり大きく改正された相続法と毎年改正が多岐にわたり行われる相続税法の詳細をきちんと理解し、遺言書の作成や書き直しに必要なさまざまな知恵を数多く盛り込むとともに、事例別に幸せな相続となるための遺言書の書き方のポイントを詳細に説明しています。民法と相続税という異なる専門分野を有する2人の著者が贈る本書を参考に、より作成しやすくなりリスクが減少した「相続税を考慮した遺言書」を作成していただき、読者の皆様はもちろんのこと、相続人を含めまわりの方々全員が幸せな人生を送つていただくために、少しでもお役に立てれば幸いです。

令和4年11月

税理士 坪多 晶子
弁護士 坪多 聰美

目 次

第1章

相続法大改正後の相続 のしくみと遺産分割

① 遺言書等がなければ法定相続となる	2
1 相続制度の必要性／2	
2 法定相続／2	
3 法定相続分の意味／3	
② 誰が法定相続人となるかを把握する	4
1 法定相続人の順位／4	
2 養子縁組の場合の注意点／5	
3 数次相続が起こった場合の相続人／8	
③ 法定相続分の計算方法	10
1 法定相続分の意味／10	
2 法定相続分の割合／10	
④ 具体的相続分の計算方法	13
1 具体的相続分とは何か／13	
2 具体的相続分の計算式／14	
3 特別受益と寄与分の期間制限／15	
4 特別受益や寄与分に関する紛争／17	

⑤ 特別受益の概要と民法改正	18
1 特別受益の判断方法	18
2 特別受益の持戻免除の意味	20
3 配偶者への居住用不動産贈与に関する民法改正	21
⑥ 学費等は特別受益の対象になるか	24
1 特別受益による調整	24
2 学費が特別受益に当たるか	25
3 特別受益の持戻免除	26
⑦ 親による債務引受けが特別受益に該当するか	28
1 債務を引き受けた場合の法律関係	28
2 債務の免除と特別受益	29
3 債務免除と贈与税	30
⑧ 寄与分の概要と民法改正	32
1 寄与分制度の成立	32
2 寄与分の要件	33
3 特別寄与料制度の概要	34
4 特別寄与者への相続税課税	36
5 特別寄与料を支払った者の相続税の取扱い	37
6 相続税の申告義務及び修正申告・更正の請求	38
7 遺言と寄与分等との関係	39

⑨	親の介護に尽くした分は遺産分けて考慮してもらえるか	40
1	療養看護型の寄与分／40	
2	寄与者になることができる人／40	
3	介護における特別の寄与／41	
4	寄与分算定の方法／43	
5	相続人たちの貢献にこたえるためには／45	
⑩	親の事業に貢献した分を相続でもらえるか	47
1	家業従事型の寄与分／47	
2	寄与分の要件／47	
3	寄与分の認定／49	
4	寄与分を定める手続／49	
5	寄与分に頼らない対策を／50	
⑪	配偶者の居住継続を保護する民法と税制の改正	51
1	配偶者短期居住権制度の概要／51	
2	配偶者居住権制度の概要／52	
3	配偶者居住権の相続税評価額の計算方法／53	
4	配偶者居住権が設定された不動産の物納／57	
5	登録免許税／57	
⑫	民法改正による相続預貯金の取扱い	58
1	預貯金に関する遺産分割に関する判例変更／58	
2	預貯金が遺産分割対象であることが明らかに／59	
3	預貯金の仮払制度の創設／59	

⑬	分割協議の前に別の法的手続が必要な場合の相続	61
1	推定相続人中に未成年者等がいる場合／61	
2	推定相続人中に行方不明者がいる場合／63	
3	遺言による対策／66	
⑭	遺産分割協議がまとまらなければどうなるのか	67
1	協議ができなければどうすればよいのか／67	
2	遺産分割調停とはどのような手続か／68	
3	遺産分割調停が不調、自動的に審判に移行する／71	
4	遺産分割審判とはどのような手続か／71	
5	調停と審判の違い／72	

第2章

相続法大改正後の 遺言のしくみ

①	遺言の基本	76
1	遺言とは何か／76	
2	遺言と遺産分割の関係性／77	
3	遺言の種類／77	
4	検認手続とは／81	

② 有効な遺言をするための遺言能力	83
1 遺言書を有効に作成するために必要な要件	83
2 遺言能力の判断基準	84
3 遺言能力があったことを証明するために	86
③ 遺留分の基本と民法改正	88
1 民法改正と遺留分制度	88
2 遺留分算定の基礎となる財産	90
3 生前贈与等の特定	91
4 遺留分割合の計算	91
5 遺留分権利者が実際に請求できる遺留分の計算	92
6 遺留分侵害額請求の方法	93
7 現物で遺留分侵害額を払うと譲渡所得税がかかる	94
④ 遺言書と遺留分	96
1 遺留分の意味	96
2 遺留分侵害額請求を行使された場合の対応	97
3 遺言書作成の注意点	98
4 代償財産確保の重要性	99

第3章

遺言書の作成方法

① 遺言制度の概要	102
1 遺言の持つ法的な意味	102
2 遺言に書くことで法的意味を持つ内容	103
3 遺言を書く際の注意点	107
4 法的な意味を持たないことを遺言に書く意味	108

② 相続法大改正後の自筆証書遺言	109
1 自筆証書遺言の作成方法	109
2 自筆証書遺言を書く際のポイント	110
3 自筆証書遺言のメリット・デメリット	117
③ 自筆証書の法務局保管制度	119
1 遺言書の法務局保管制度の特徴	119
2 遺言書の法務局保管制度における書式等	120
3 保管申請までの手続	121
4 保管申請書の書き方	124
5 保管申請当日の注意事項	131
6 保管後の閲覧手続	132
7 保管後の撤回の方法	133
8 保管後の住所変更等の手続	134
9 法務局補完制度に必要な手数料	134
10 相続発生後の遺言書の有無の確認方法	136
11 相続開始後の遺言書の閲覧	139
12 遺言書情報証明書の取得	140
13 相続人等への連絡	148
④ 公正証書遺言	149
1 公正証書遺言の作成方法	149
2 公正証書遺言を書く際のポイント	149
3 公正証書遺言の作成にかかる費用	152
4 公正証書遺言のメリット・デメリット	154

⑤	秘密証書遺言	155
1	秘密証書遺言の作成方法／155	
2	秘密証書遺言を書く際のポイント／156	
3	秘密証書遺言のメリット・デメリット／158	
⑥	検認手続	160
1	遺言書の検認手続／160	
2	検認手続の流れ／161	

第4章

遺言書作成における 相続税法上の留意点

①	小規模宅地等の特例適用を考慮して 遺言書を作成する	164
1	小規模宅地等の特例が適用される面積／164	
2	適用最大面積は730m ² に／165	
3	適用要件のポイントと遺言書作成の注意点／166	
②	二世帯住宅や老人ホームに入居していた 場合の注意点	168
1	二世帯住宅でも80%評価減の対象となる／168	
2	老人ホームに入居していた場合には？／169	
3	信頼関係と支え合う気持ちが特例を大きく活かす／170	

③ 事業用宅地等の特例適用を受けるための 注意点	171
1 特定事業用宅地等の適用要件／171	
2 特定同族会社事業用宅地等の適用要件／173	
3 貸付事業用宅地等の適用要件／175	
4 どの宅地に適用するかの判定／176	
5 同居で相続税を大きく節税する／176	
6 特定同族会社の判定は同族関係者で50%超／179	
④ どのように相続させるかが節税のポイント	180
1 相続後の状況により取得した土地ごとに評価／180	
2 分筆して相続したほうが有利な場合／181	
3 地積規模の大きな宅地の評価方法／182	
4 地積規模の大きな宅地評価の注意点／185	
5 遺言書の作成時には相続税を考慮する／186	
6 遺言書で上手に相続させるには事前準備が重要／187	
⑤ 配偶者の相続を考慮した遺言書作成の ポイント	188
1 一次相続の工夫は二次相続対策の出発点／188	
2 配偶者が相続により取得する財産の選択基準／189	
3 配偶者は小規模宅地等の特例を選択しない／190	
4 配偶者に相続させると税法上有利になる場合／191	
5 通算相続税を軽減するための配偶者の相続割合／192	

⑥ 配偶者居住権を考慮した遺言書作成の ポイント	194
1 配偶者居住権を設定するかどうかの判断／194	
2 事例による配偶者居住権の相続税評価額／195	
3 配偶者死亡等による配偶者居住権消滅時の課税の 取扱い／196	
4 小規模宅地等の特例と配偶者居住権の関係／197	
5 合意や放棄による配偶者居住権消滅時の課税の 取扱い／197	
6 配偶者居住権の賢い活用法／200	
⑦ 遺言書代わりに生命保険金等の受取人を 指定する	202
1 生命保険金や死亡退職金は誰の財産？／202	
2 生命保険金や退職金にも相続税がかかる／203	
3 相続税法上の非課税限度枠／203	
4 非課税枠の死亡保険金の受取人は配偶者を避ける／204	
5 一次相続だけでなく二次相続にも備える／205	
6 保険契約者が保険料を負担したとは限らない／205	
7 死亡退職金の活用／206	
8 死亡退職金や弔慰金の準備をしておく／207	
⑧ 相続税では遺言による負担者から債務控除 する	208
1 民法における債務の承継と相続税における債務控除／208	
2 相続財産から控除できる債務／209	
3 公租公課の債務控除／210	

⑨	国外財産を持っている場合の留意点	211
1	国外財産に対する相続税の課税	211
2	税務署は国外財産の課税漏れに目を光らせている	212
3	国外財産調書の提出義務	213
4	国外財産は換価手続が困難なので納税に注意	213
⑩	遺言書もなく遺産分割も確定しない デメリット	216
1	遺言書もなく遺産分割も確定しない場合の相続税の 申告書	216
2	遺産確定前の申告におけるデメリット	217
⑪	相続税を考慮した遺言書作成のポイント	223
1	遺言書作成の手順	223
2	タイムスケジュールの例	224
3	生前に行う対策を選択し実行する	226
4	生前対策を考慮した遺言書を作成する	226

第5章

ケース別 遺言書の上手な作り方

①	特定の後継者に不動産を相続させる 遺言書の作り方	228
1	遺言書は法定相続分に優先する	228
2	遺留分制度と遺言の関係	229
3	遺留分への対策	230

4 もめごとを避けるための遺言作成／232

遺言書記載例／234

② 相続税の節税や納税を考えた遺言書の作り方 236

1 配偶者が法定相続分を相続しても相続税はかかるない／236

2 配偶者は評価の下がるものや収益を生まないものを相続する／237

3 小規模宅地等の特例を有利に適用できるようにする／238

4 複数路線に面している場合には分割して取得することを検討／238

5 共有で相続したほうが有利な場合／240

6 税金を考慮して遺言する／241

遺言書記載例／242

③ 債務を特定の相続人にのみ承継させる遺言書の作り方 245

1 原則として債務は法定相続しなければならない／245

2 免責的債務引受け等の活用／246

3 遺言では相続人間の負担は決定できる／247

4 相続税法上は引き受けた者から債務控除する／248

5 生前に贈与して相続放棄した場合の課税／248

6 相続放棄、生命保険金は受け取り、相続税を払う／249

7 相続の放棄が見込まれる場合の遺言の注意点／250

8 実際に遺言書を書くに当たって／251

遺言書記載例／253

④ 後妻から一族の長女へ自宅を戻す対処法	255
1 遺言の限界／255	
2 創設された配偶者居住権制度／256	
3 配偶者居住権の課税／258	
4 遺言書作成時の注意点／260	
遺言書記載例／261	
⑤ 子供のいない長男夫婦から次男一族に財産を戻す対処法	262
1 信託を活用して承継者を指定する／262	
2 自分の次の相続までを決めておくことができる／263	
3 信託を活用した場合の課税関係／264	
⑥ 後継者に自社株式の大半を承継させる遺言書の作り方	268
1 遺言で自社株式を相続させる／268	
2 遺言や生前贈与の問題点／269	
3 遺留分に関する民法の特例の主な内容／270	
4 非上場株式等の特例納税猶予制度／272	
5 贈与と相続では適用要件に違いがある／273	
6 特例納税猶予の取消しと猶予税額の免除／276	
7 二代目から三代目への再贈与についての対応／276	
8 遺言書作成における注意事項／277	
遺言書記載例／279	

⑦ 持株会へ自社株式の遺贈をする場合の 遺言書の作り方	281
1 配当還元方式で評価できる株主への遺贈／281	
2 従業員持株会の効果／282	
3 従業員に自社株式を渡すときのポイント／283	
4 従業員持株会が取得する予定の株式は無議決権株式と する／284	
5 退職する従業員から買い取る場合／285	
6 相続開始までに準備しておく点／286	
遺言書記載例 ／288	
⑧ 高額の退職金が見込める場合の遺言書の 作り方	289
1 退職金については所得税法上有利な取扱いがある／289	
2 死亡退職金の受取人と課税関係／290	
3 死亡退職金の支給により純資産価額は下がる／291	
4 役員退職金支払に関する会社法上の手続／292	
5 遺言書の作成に当たって／293	
遺言書記載例 ／295	
⑨ 後継者に報いるための遺言書の作り方	300
1 寄与分の考え方／300	
2 寄与分とは、誰が決めるのか／302	
3 長男の妻との養子縁組／303	
4 特別寄与料制度の利用の可能性／303	
5 相続税での優遇措置／304	
6 遺留分支払いや納税資金に備えた生命保険金等／307	

⑩ 遺産を社会の役に立てるための遺言書の作り方	309
1 遺言書に書けば相続人以外の団体に遺産を遺せる／309	
2 遺産をもらった団体が法人の場合の課税関係／310	
3 国・自治体等に相続財産を遺贈、相続税は非課税／310	
4 相続財産を申告期限までに寄附・贈与する／312	
5 寄附した財産には寄附金控除が適用できることも／312	
6 自治体の認定法人等については住民税も控除／313	
7 遺贈の際の遺言書作成時に特に注意すべき点／314	
遺言書記載例 ／317	

第6章

相続発生前後の留意点

① 遺言書がない場合の相続	320
1 法定相続制度／320	
2 法定相続制度と遺言・死因贈与の優先順位／320	
3 法定相続により遺産を分割する方法／321	
② 遺言書の内容を実現するための方法	323
1 遺言書の内容の実現／323	
2 遺言執行者の選任方法／324	
3 遺言執行の方法／325	

③ 遺言書どおりではない遺産分割をしたい場合の対処	327
1 遺言書と異なる分け方はできる／327	
2 遺言に遺贈の記載がある場合／328	
3 遺贈を放棄することもできる／328	
4 遺言に遺言執行者の指定がある場合／329	
5 遺言の内容をよく吟味する／329	
④ 相続税申告のあらまし	330
1 相続税のかかる財産とは／330	
2 相続財産とみなされるものとは／330	
3 相続税のかからない財産とは／331	
4 相続財産から控除できる債務とは／332	
5 相続財産に加算する贈与財産とは／333	
6 基礎控除額を超えると相続税が課税に／333	
⑤ 提出した申告書を訂正する必要がある場合、どうすればよいか	336
1 誤って申告した場合／336	
2 相続分などに異動を生じた場合／337	
3 未分割財産がその後分割された場合の課税関係／338	
4 更正の請求／339	
⑥ 遺言を書く前に事前対策をする	342
1 対策期間で異なる相続税対策の内容／342	
2 短期対策／343	
3 長期対策／346	

4 財産移転対策と評価引下げ対策／347

5 遺言書を書く前に必要なこと／348

⑦ 申告期限後の遺産分割確定時における手続 349

1 相続税の申告期限までに遺産分割が確定していない場合の取扱い／349

2 遺産分割が確定したこと等による更正の請求／351

第7章

不動産登記法及び令和5年
4月施行の民法改正・相続
土地国庫帰属制度

① 所有者不明土地等の解消に向けた法律の見直し ... 354

1 所有者不明土地問題の概要／354

2 所有者不明土地関連法の成立／355

② 不動産登記法改正による相続登記の義務化と
相続人申告登記制度 356

1 相続登記の義務化／356

2 相続登記義務化の経過措置／357

3 相続人申告登記の創設／358

4 不動産情報の税務署への共有／360

③ 不動産登記法改正による住所変更登記の義務化 ... 361

1 住所変更登記等の重要性／361

2	住所変更登記等の義務化／362
3	住所変更登記等義務化の経過措置／363
④	共有者不明土地等の円滑利用に関する民法改正 … 364
1	共有不動産の問題点／364
2	所有者不明土地関連法における民法改正（相続分野）／365
3	所在等不明共有者との共有関係終了のための 裁判制度の創設／365
4	所在等不明共有者の持分の取得・譲渡の具体的制度／366
⑤	相続土地国庫帰属法の創設 369
1	相続土地国庫帰属制度の概要／369
2	申請に関する相続土地国庫帰属法の規定／370
3	管理費用相当金の負担金の納付／372
4	申請権者の注意点／373
	索 引 376

凡　例

本文かっこ内において、法令・通達等の名称については、下記のとおり省略しております。

- 所得税法 → 所法
- 相続税法 → 相法
- 租税特別措置法 → 措法
- 租税特別措置法施行令 → 措令
- 相続税法基本通達 → 相基通
- 財産評価基本通達 → 評基通
- 租税特別措置法関係通達 → 措通

<表　記>

(例) 租税特別措置法第10条の5の4第2項第3号

→ 措法10の5の4②三

第1章

**相続法大改正後の
相続のしくみと
遺産分割**

1

遺言書等がなければ 法定相続となる

Point

遺言等のないまま亡くなった人がいた場合、その財産は相続財産として民法に定められた相続人や相続分の規定に従い、法定相続によって承継される。

1 相続制度の必要性

法律上死者は権利の主体となれませんから、人が死亡すると、その亡くなった人（以下「被相続人」という）の財産がどうなるのかを法律で定めておく必要があります。これが民法に規定のある相続という制度であり、被相続人の財産（相続財産）は誰に帰属するのか、その割合等はどうするのかという点についてさまざまな規定を置いています。

2 法定相続

法定相続とは、被相続人が遺言等を遺すことなく相続が発生した場合の制度で、相続財産の取得者は法定相続人のみであり、その相続分は民法で定められた法定相続分によります。

誰が法定相続人であるかは、代襲相続や相続放棄、相続人廃除の

有無、その被相続人の死後に相続人の1人が死亡しているか（数次相続）によっても変わってきますので、戸籍等を調べて十分に確認しておく必要があります。

法定相続の場合、相続が発生したことだけによって具体的な財産（土地・建物、株式等の有価証券、家具や装飾品、現金等の動産類）の取得者が決まるわけではなく、法律的には全部の相続財産を相続人全員で共有している状態になっています。この法定共有状態から、各相続人が具体的に取得する財産を決める手続が遺産分割手続です。遺産分割の手続には、通常の話し合いを行う協議の他、家庭裁判所の手続を利用する調停や審判といったものも存在します。

3 法定相続分の意味

法定相続分は、法律によって決まっています（民法900）が、相続が発生した時点の全財産が、完全に法定相続分の割合のみによって各相続人に分割されるわけではありません。法定相続分は、特別受益や寄与分といったものによって一定程度修正されますので、各相続人ごとの個別的事情によって「具体的相続分」は変わってきます。

具体的な相続分の計算はそう簡単なものではありませんが、そもそも相続人が必ずしも法定相続分に従わなければならぬわけではありません。相続人全員が合意すれば遺産分割は可能ですから、一般的にはこの方法で遺産分割は解決されています。もっとも、法定相続分は遺産分割協議の重要な基準であることは間違ひありませんし、仮に審判等で裁判所が判断することになれば法定相続分どおりの結論が出されるため、「誰が相続人になるのか」、「相続分はどう計算するのか」という点について基礎的な理解をしておく必要があります。

② 誰が法定相続人となるかを把握する

Point

養子縁組や代襲相続、数代にわたる相続が起こった場合は、誰が法定相続人になるか、一見してわからないことがある。誤解しやすいポイントをまとめて、相続人の範囲を整理しておくこと。

1 法定相続人の順位（民法887、889、890）

(1) 配偶者

配偶者は常に相続人となります。また、配偶者には代襲相続の規定は適用されませんので、養子縁組をしていない配偶者の連れ子は仮にその配偶者が亡くなっていても相続人になることはできません。

配偶者は、他に血族相続人がいれば血族相続人とともに、血族相続人がいなければ配偶者のみが法定相続人となります。

(2) 血族相続人

血族相続人とは、配偶者以外で被相続人との血のつながりによって相続人となる立場の者をいいます。血族相続人には優先順位があり、前の順位の相続人が存在する時は、後順位の者は相続人にはなりません。

血族相続人は、配偶者がいなければ配偶者とともに、配偶者がいなければ同順位の血族相続人のみが法定相続人となります。

① 第1順位……子

被相続人の子は、常に相続人となります。子が被相続人より先に亡くなっている場合は、子の子、つまり被相続人から見れば孫や場合によってはひ孫が子の代わりに相続人となります（代襲相続）。

② 第2順位……直系尊属

被相続人の両親や祖父母といった直系尊属は、被相続人の子がない場合、相続人となります。被相続人が養子となる養子縁組をしている場合は、養親と実親の相続権に違いはありません。直系尊属は、親等の最も近い者だけが相続人となります。養親を含む父母のうち1人でも存命の場合は、仮に祖父母が存命でも祖父母が相続人となることはありません。

③ 第3順位……兄弟姉妹

被相続人の兄弟姉妹は、被相続人の子や直系尊属がない場合、相続人となります。兄弟姉妹が被相続人より先に亡くなっている場合は、兄弟姉妹の子、つまり被相続人からみれば甥や姪がその代わりに相続人となります（代襲相続）。兄弟姉妹の場合は、子の場合と違って再代襲の規定がないため、甥や姪の子までが相続人となることはありませんので、注意してください。

2 養子縁組の場合の注意点

(1) 養子縁組における法律関係

養子と養親は、実の親子関係と同様に法律上は親子としての権利義務を取得します。養子は実子と同様に、養親の第1順位の血族相

続人であり、親子として扶養義務等も相互に生じます。

勘違いしている人もいるため、特に注意が必要な点は、養子縁組を結んだからといって、養子と実親との親子関係がなくなるわけではないということです。養子縁組によって姓が変わっても、養子は実親と養親という2種類の親を持つことになるだけであり、養子は養親・実親どちらの相続の場合も相続人となるのです（特別養子縁組を除く）。「三男は母方の家に養子に行ったので、父の相続の際には相続権がない」などということを言う人もいますが、法律上は誤りで、養子に行った三男も法定相続人ですから遺産分割協議等には三男の了承も必要です。

(2) 養子縁組と代襲相続

もっとも養子縁組と相続の関係では、代襲相続の際の取扱いについて実子とまったく同じ考え方をとることができない場面があります。

代襲相続は、被相続人の子や兄弟姉妹が相続人となる場合においてその子等の被代襲者（亡くなった相続人）が被相続人より先に死亡しているときに、被代襲者の子が代わりに相続人となる制度です。しかし、この場合に代襲相続人となることができるのは、「被代襲者の子であって、被相続人の直系卑属である者」に限られるのです。

では代襲相続人になることのできない、被代襲者の子ではあるが被相続人の直系卑属ではないというのは、どのような場合なのでしょうか？　ここに養子縁組が関わってくることになるのです。

民法は、養子は養子縁組の日から養親の嫡出子の身分を取得すると定めています。このため、養子縁組の日より前に生まれていた養子の子は、養親からみると直系卑属には当たらず、逆に養子縁組の

日より後に生まれた養子の子は、養親からみると直系卑属になるのです。血縁関係では養子の実の子である点は変わらずとも、その「孫」の出生の時期が養子縁組の前か後かということだけで、代襲相続人としての地位は大きく変わってしまいます。

代襲相続が生じる場面によっては、「孫」間の扱いが大きく変わる事態もあり得ますので、このような場合には遺言等で調整を図ることも検討すべきではないでしょうか。

(3) 民法上は養子縁組に人数制限はない

「養子縁組は、実子がいる場合は1人しかできない」、「実子がない場合も2人までしかできない」という認識を持っている人もいます。

しかし、これは法律的には大きな間違いです。養子縁組は、養親となろうとする者と養子となろうとする者が合意すれば、何人ともどもすることが可能で、複数の養親を持つことや、複数の養子を持つことはまったく問題がありません。

最初に挙げた養子の人数制限は、相続税法によって「相続人の数」として基礎控除や税額総額の計算の際に算入することができる相続人の数であって、養子に対する人数制限ではありません。養子縁組をしたいと思えば、民法上は何人でも養子に迎えることができるのです。

ただし、養子は子ですから、養子が増えれば増えるほど、養親の相続の際の相続人の人数が増え、子1人当たりの法定相続分や遺留分が減ることになりますから、養子縁組を行う際にはよく考えてみてください。

3 数次相続が起こった場合の相続人

(1) 数次相続とは

代襲相続とは異なり、[祖父→父] 等と順番に相続が起こったにもかかわらず、前の相続において遺産分割協議が行われていなかつたため、結果として相続人の範囲が広がってしまう場合を、「数次相続」といいます。数次相続は、相続法の基本どおりのパターンであるため法律に特別の規定はありませんが、代襲相続との区別を明確にするために、このような用語を用いることがあります。

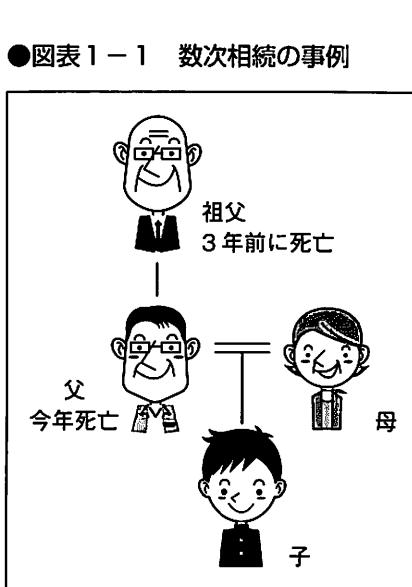
先に亡くなった被相続人（例えば祖父）の遺産分割協議が完了していない状態、すなわち祖父の相続の際の相続分を父が有したまま死亡した場合、父の相続財産には祖父の相続財産に対する相続分が含まれます。このため父の相続

人全員が、祖父の相続における
当事者になるのです。

(2) 数次相続における相続分

数次相続における相続人は、本来の相続人が相続するはずであった相続分を、その相続人の相続における相続分に従って取得することになります。

祖父の相続を例にすると、祖父より先に父が死亡していた場合の代襲相続では、被代襲者



(父) の配偶者（母）は相続人にならず、被代襲者の子（孫）が相続人となります。

一方、祖父の遺産分割が完了しないうちに父が死亡した場合の数次相続では、祖父の相続開始後に死亡した相続人（父）の配偶者である母と、子である孫の両方が祖父の相続における相続人になるのです（図表1－1）。

③ 法定相続分の計算方法

Point

被相続人が遺言等を遺さずに相続が開始した場合、法定相続人が法定相続分に従って遺産を承継する。法定相続分は誰が相続人になるかによって異なる。

1 法定相続分の意味

法定相続分とは、被相続人が遺言等によって相続分の指定をしたり、遺贈を行わなかった場合の相続分のことで、法律によって定められています。法定相続分は、誰が相続人であるかによって相続人ごとの割合が違っています。

2 法定相続分の割合（民法900）

(1) 配偶者

配偶者は常に相続人となります BUT その相続分は配偶者以外に誰が相続人であるかによって異なります。

被相続人に子（代襲相続人である孫を含む）がいる場合の配偶者の法定相続分は2分の1となり、子がおらず直系尊属（被相続人の父母や祖父母）がいる場合の配偶者の相続分は3分の2となり、被

相続人に子も直系尊属もおらず兄弟姉妹だけがいる場合は配偶者の法定相続分は4分の3となります。また、被相続人に血族相続人がいない場合は、すべての相続財産を配偶者が相続することとなります。

(2) 血族相続人

血族相続人には順位があり、誰が血族相続人となるかによって配偶者との法定相続分が異なります。

① 第1順位……子

子の法定相続分は、配偶者がいる場合は2分の1であり、配偶者がいない場合はすべての相続財産を相続します。

子が複数いる場合は、それぞれの相続分は等しいものとされていますので、「子の相続分」全体を、子の数で頭割りにして計算することになります。以前は、嫡出でない子の相続分は嫡出子の相続分の半分であると定められていました。しかし、この規定は違憲であるとの最高裁の決定（平成25年9月4日）が出され、これによつて民法が改正されたため、現在は嫡出子と非嫡出子の相続分は等しいものとされています。

② 第2順位……直系尊属

直系尊属は、親等の最も近い者だけが相続人となり、同一の親等の直系尊属が複数人存在する時はその全員が相続人となります。

直系尊属の法定相続分は、配偶者がいる場合は3分の1であり、配偶者がいない場合はすべての相続財産を相続します。

直系尊属である相続人が複数いる場合は、それぞれの相続分は等しいものとされています。したがって、父母の両方が存命の場合の相続分は各自2分の1ずつ、父母がすでに亡く祖父母のうち3名が

存命の場合の相続分は各自3分の1ずつとなります。

③ 第3順位……兄弟姉妹

兄弟姉妹の法定相続分は、配偶者がいる場合は4分の1であり、配偶者がいない場合はすべての相続財産を相続します。

兄弟姉妹が複数いる場合は、それぞれの相続分は等しいものとされ、頭割りで相続分を計算します。ただし、父母の双方を同じくする兄弟姉妹に対して、先妻の子と後妻の子のような父母の一方だけを同じくする兄弟姉妹（「半血の兄弟姉妹」という）の相続分は2分の1となります（図表1-2）。

●図表1-2 配偶者がいる場合の法定相続分

ケース	配偶者の相続分	血族相続人の相続分
① 子がいる場合	2分の1	2分の1
② 子がおらず、直系尊属がいる場合	3分の2	3分の1
③ 子も直系尊属もおらず、兄弟姉妹がいる場合	4分の3	4分の1

（注）複数の血族相続人がいる場合は、立場が同じもの同士の間では相続分が等しいものとして計算する。

＜著者プロフィール＞

代表社員 つぼた あきこ
税理士 坪多 晶子



《略歴》

京都市出身。大阪府立茨木高校卒業。神戸商科大学卒業。

1990年 坪多税理士事務所設立。有限会社 トータルマネジメントブレーン設立、代表取締役に就任。

2012年 税理士法人 トータルマネジメントブレーン設立。代表社員に就任。

上場会社の非常勤監査役やNPO法人の理事及び監事等を歴任、現在TKC全国会中央研修所副所長、TKC全国会資産対策研究会副代表幹事。上場会社や中小企業の資本政策、資産家や企業オーナーの資産承継や事業承継、さらに税務や相続対策などのコンサルティングには、顧客の満足度が高いと定評がある。また、全国で講演活動を行っており、各種税務に関する書籍も多数執筆。

《著書》

- ・『成功する事業承継Q&A150－遺言書・遺留分の民法改正から自社株対策、法人・個人の納税猶予まで徹底解説』（清文社）
- ・『事例でわかる 生前贈与の税務と法務』（日本加除出版）共著
- ・『なるほど！ そうなのか！ 図解でわかる不動産オーナーの相続対策』（清文社）共著
- ・『もめない相続 困らない相続税－事例で学ぶ幸せへのパスポート－』（清文社）共著
- ・『資産家のためのかしこい遺言書－幸せを呼ぶ20の法則』（清文社）共著
- ・『これで解決！ 困った老朽貸家・貸地問題』（清文社）
- ・『Q&A115 新時代の生前贈与と税務』（ぎょうせい）
- ・『資産家のための 民法大改正徹底活用－相続法・債権法&税金－』（清文社）共著
- ・『すぐわかる よくわかる 税制改正のポイント』（TKC出版）共著
- ・『改正相続法完全対応 弁護士×税理士と学ぶ“争族”にならないための法務&税務』（ぎょうせい）共著

他多数

《主宰会社》

税理士法人 トータルマネジメントブレーン

有限会社 トータルマネジメントブレーン

〒530-0045 大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6階

TEL 06-6361-8301 FAX 06-6361-8302

メールアドレス tmb@tkcnf.or.jp

ホームページ <https://www.tsubota-tmb.co.jp>

弁護士 坪多 聰美



《略歴》

2008年3月 同志社大学法学部卒業。
2010年3月 京都大学法科大学院修了。
2010年9月 司法試験合格。
2012年1月 大阪弁護士会登録。
2016年6月 坪多法律事務所設立。

現在、遺産相続や不動産トラブルの分野を得意とし、弁護士としては数少ない租税法の分野でも活躍している。このように税に絡んだ幅広い知識で相談案件を解決するとともに、これらの分野に関する講演活動も種々行っており、各種法務に関する書籍や論文も多数執筆。

《著書》

- ・『事例でわかる 生前贈与の税務と法務』(日本加除出版) 共著
- ・『もめない相続 困らない相続税－事例で学ぶ幸せへのパスポート－』(清文社) 共著
- ・『資産家のためのかしこい遺言書－幸せを呼ぶ20の法則』(清文社) 共著
- ・『資産家タイプ別 相続税節税マニュアル』(ぎょうせい) 共著
- ・『改正相続法完全対応 弁護士×税理士と学ぶ“争族”にならないための法務&税務』(ぎょうせい) 共著
- ・『生前から備える 財産承継・遺言書作成マニュアル』(ぎょうせい) 共著
- ・『遺言相続の落とし穴』(大阪弁護士共同組合) 共著

他多数

《事務所》

坪多法律事務所

〒530-0045 大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町301

TEL 06-6131-2365 FAX 06-6131-2366

ホームページ <https://www.tsubota-tmb.co.jp>